

# 第3章 計画の基本的な考え

## 1. 計画の基本理念及び基本目標

### (1) 基本理念

本市では、高齢者や障害のある人等、すべての市民の基本的人権を尊重し、自らの意思決定によるサービスの選択等を通して、人間らしい生活を保障するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ、一人ひとりが対等・平等な社会の構成員として尊重され、地域社会で孤立することなく、積極的に社会活動に参加できるような、魅力あるまちづくりをめざしています。

そこで、本計画の基本理念を、引き続き、「健康で安心して暮らせる、生涯現役・長寿のまち」とします。

健康で安心して暮らせる、

生涯現役・長寿のまち

---

## (2) 基本目標

### 地域包括ケア体制の構築

「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」のそれぞれが不足なく、一体的に提供できる体制づくりをめざします。また、より高齢者に身近な地域において、市民同士や団体などの多様な主体による、支え合い・見守り体制の構築をめざします。

### 心身の健康長寿の推進

介護予防などの体の健康づくりや、生きがいづくりなどの心の健康づくりをすすめ、心身ともに元気な高齢者を増やします。また、高齢者の豊かな知識や経験が地域に還元され、活力ある地域社会を築くために、高齢者の社会参加を促進します。

### 安心して暮らせるまちづくり

高齢者がその人らしく暮らしていくために、さまざまな立場や状態の高齢者の人権を理解し、尊重していく環境づくりをめざします。また、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、福祉のまちづくりに向けたさまざまな取り組みを総合的にすすめます。

### 介護保険サービス、多様な支援の充実

介護・介助が必要な高齢者が、介護保険サービスや市の福祉サービスを積極的に利用できるよう、各種サービスの情報提供など利用支援を充実させるとともに、サービスの提供基盤の充実や質の向上に取り組みます。

## 2. 計画の施策体系

<b>地域包括ケア体制の構築</b>	
地域包括支援センター機能の充実	
	地域包括支援センター
	地域包括支援センター運営協議会
地域ケア体制の整備	
	医療・介護連携体制の整備
	高齢者セーフティネットの構築
	災害時安否確認制度
	地域の自主的な活動との連携
高齢者福祉の理解の促進	
	高齢者福祉に関する広報・啓発

<b>心身の健康長寿の推進</b>	
健康づくり・生活習慣病予防の推進	
	健康手帳の交付
	健康教育
	健康相談
	健康診査
	成人歯科健康診査
	在宅寝たきり老人等訪問歯科事業
	訪問指導
介護予防の効果的な推進	
	二次予防事業
	一次予防事業
生きがい活動と社会参加の促進	
	ふれあい交流促進
	敬老事業の推進
	在日外国人高齢者福祉金
	老人福祉センター事業
	生涯学習活動・文化活動の促進
	老人クラブの活動支援
	「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」の推進
	高齢者の就労支援

<b>安心して暮らせるまちづくり</b>	
高齢者虐待防止の取り組みの推進	
	高齢者虐待防止の取り組み
	施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの促進
認知症高齢者対策の推進	
	啓発
	人材育成
	家族支援
	認知症高齢者の見守り体制構築に向けた動き
権利擁護のための取り組み	
	成年後見制度市長申立事業
	日常生活自立支援事業
高齢者の孤立死の防止	
安全な生活環境の整備	
	公共施設の整備
	高齢者にやさしいまちづくりの推進
多様な住まいの確保	
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	サービス付き高齢者向け住宅

<b>介護保険サービス、多様な支援の充実</b>	
介護保険事業の適正・円滑な運営	
	事業者間の情報交換及び連携の確保のための体制整備
	介護支援専門員に対する支援
	介護給付の適正化
	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進
利用者本位のサービス提供の推進	
	介護保険制度及びサービスに関する情報提供の充実
	相談・苦情対応窓口の充実
	不服申立てについて
	介護保険サービス未利用者に対する見守り
在宅福祉サービスの推進	
	寝具乾燥サービス
	訪問理美容サービス

	日常生活用具給付
	緊急通報システム
	在宅高齢者紙おむつ等給付事業
	生活支援型ホームヘルプサービス事業
	生活支援型ショートステイ事業
	在宅高齢者給食サービス事業
	園芸福祉事業
高齢者を介護する家族への支援	
	家族介護慰労金給付事業

### 3. 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るために設定しています。

本市では人口規模、面積や地域の特性、交通事情等を総合的に勘案し、日常生活圏域を市全域の1つと設定します。

これにより、市として統一的なサービスの提供を図るとともに、すべての利用者のかたが満足できるようサービスの質の向上に努めます。